第４２回釧路地方裁判所地方裁判所委員会

議　事　概　要

議　題　「調停委員の人材確保について」

１　開催日時

令和４年１月２７日（木）午前１０時００分から午前１１時３０分まで

２　開催場所

釧路地方・家庭裁判所第１会議室

３　出席者等

⑴　地方裁判所委員会委員

芦田廣康，片野美紀子，作原大成，清水政秀，新谷祐子，曽我寛人，髙木順子，高橋正明，武部雅充，西山育彦（５０音順・敬称略）

⑵　裁判所（説明者）

河端英也（地方裁判所民事首席書記官），和田昌子（簡易裁判所庶務課長），早坂弘（地方裁判所事務局長），松田睦史（家庭裁判所事務局次長）

⑶　庶務

中川賢也（地方裁判所事務局総務課長）

４　議事概要

⑴　新任委員紹介及び挨拶

新たに地方裁判所委員会委員を委嘱された委員が委員会庶務から紹介され，挨拶をした。

⑵　前回委員会で出された意見に対する検討，取組状況等

別紙「報告要旨」のとおり報告された。

⑶　裁判所からの説明等

裁判所から，調停制度の概要，調停委員の役割・職務内容及び釧路の調停委

員の選任状況等についての説明を行った。

⑷　意見交換

裁判所からの説明等についての感想及び質問を交え，意見交換を行った（要旨は，別紙「発言要旨」のとおり。）。

⑸　次回開催日時及び議題

ア　開催日時

令和４年７月２０日（水）午後１時３０分から午後３時００分まで

イ　議題

裁判手続のＩＴ化について（民事裁判を中心に）

別　紙

報　告　要　旨

前回（令和３年７月１２日）開催の地裁委員会では，「職員採用広報について」というテーマで，委員の皆様方から様々な御意見をいただいた。同委員会において，釧路の学生だけでなく，札幌や東京などの学生を対象に採用広報をすると効果的ではないかという御意見をいただいたところだが，先日，北海道内の裁判所で連携した採用広報説明会を，ウェブ会議機器を活用して実施したところ，釧路だけでなく，札幌や北海道外の学生も参加してもらうことができた。今後も多くの学生に裁判所を就職先として認知してもらえるようアピールしていきたい。

別　紙

発　言　要　旨

委　員：　調停委員については，調停で満足のいく結果を得られなかった当事者から訴えられるなどのトラブルに巻き込まれるといった内容のテレビドラマや小説で知っていた程度だったが，裁判所からの説明を聴いて，調停委員の職務内容など，初めて知ったことがたくさんあった。一般の方も，調停や調停委員という言葉は知っていても，実態を知らない方のほうが多いのではないかと思う。

委員長：　釧路の裁判所において，調停委員が当事者から訴えられたというような事例はあるか。

説明者：　調停手続では申立人，相手方双方に言い分があり，当事者が思っていたような解決に至らない場合もあることから，当事者が調停に対し不満を持つということはあるかもしれないが，釧路において調停委員が訴えられたというような事例は承知していない。

委　員：　金銭トラブル等が起きた場合，裁判所における解決方法として民事裁判があるという認識はあったが，調停や調停委員については知らなかった。裁判所から調停についての説明を聴いて，裁判よりもソフトな対応ができるため，非常に良い制度だと感じた。

委員長：　裁判所では調停制度の周知のためにどのような情報発信をしているのか。

説明者：　調停制度の広報については，裁判所ホームページへの掲載や，新聞への寄稿などを行っている。

委　員：　本委員会に出席するにあたり裁判所ホームページを見たが，多くの方は，必要に迫られないと，わざわざホームページを見に行かないのではないかと思う。

委　員:　調停制度を周知するために,新聞を通じて発信することが考えられる。

ただし，宣伝や広告の理論では，３回程度その情報に触れないと記憶に留まらないと言われているので，新聞でも複数回発信していかないと調停制度を一般の方々に覚えてもらうのは難しいと思われる。

委　員：　私の経験上，できるだけ対立を深刻化させず話合いで解決させたい，裁判よりも早期に解決させたいという事案では調停を選択することが多いと思う。当事者の話を十分に聞かない段階で調停案を提示されると，きちんと審理してもらえていないまま結論だけ押し付けられているような感覚を当事者が持つのではないかと思う。調停委員には法的な素養は求められないということだが，当事者の納得を得るためには，法に基づいた公正な判断がなされるプロセスが必要だと思う。そうなると，一定の事実認定が求められるときがあるし，一定の法的な見解を示さなければならないという場面も出てきて，経験を積んだベテランの調停委員であればそのような対応ができるかもしれないが，新任の調停委員では難しい場合もあると思う。事前に裁判官からレクチャーを受けているのかもしれないが，調停委員にとってはその判断が負担に感じられるところもあるのではないかと思う。調停委員にできるだけ長く続けてもらうためには，そのような点を裁判所にできるだけフォローしてもらう必要があると思う。

どういう方が調停委員にふさわしいのかという点については，家事調停の場合は，当事者の話をよく聞いて，最後には常識的な考えで説得し，うまく譲歩を引き出して，当事者の背中を押してくれる調停委員の場合は，調停が成立するケースが多いと思う。家事調停ではどちらかというと心に訴えかける力のある方が調停委員だといい解決を導いてくれると感じる。他方で民事調停では，専門的な知識や業界の中では常識だとされている経験則などを理解している調停委員からの説明には説得力があり，調停を適切に進行してもらえるので，設計の専門家である建築士や，

建設業者の感覚が分かる建設業界の方，司法書士など，専門的な知見を持った方が調停委員に望ましいと思う。

委　員：　民事調停は，当事者の一方に問題があるにもかかわらず，適切な対応をしないという事例に関しても有効だと感じる。話合いでは合意できなかったため，法的な手段で解決しましょうと言うと相手が折れるという事例がよくあるので，民事裁判だけではなく民事調停という手段があることは利用者にとって一つの安心材料になるのではないかと思う。

委員長：　裁判所から各団体に調停委員の推薦を依頼した場合，何か推薦しにくいというあい路はあるか。

委　員：　調停委員の推薦に当たって一番の問題となるのは時間の確保である。繁忙期は長時間，調停に時間を充てることが難しいので，その点を配慮してもらえるのであれば推薦が可能かもしれない。

委　員:　新たに調停委員になった場合,どの程度研修を受ける必要があるのか。

説明者：　４月と１０月の任命直後に新任調停委員研修が実施されるほか，経験年数によって各種研修が実施されている。これらの研修は調停委員の質の向上と人材の育成を目的に行われており，実際のケースに即した事例で討議しながら技能面や知識面を向上させていくような内容となっている。

委　員：　調停委員として適任な方は，既に様々な団体の職を担っていたり，地域のまちづくりの団体に関わっている方がほとんどである。スケジュールを調整するにも二，三か月先のスケジュールがすでに埋まっていることがあるので，調停を引き受けるに当たっても，十分な期間を確保してもらう必要があると思う。

委員長：　裁判所では調停委員に調停を依頼する際，どのように日程を調整しているか。

説明者：　担当の職員が調停委員に調停を依頼する際は，調停委員の都合を確認

し，都合が悪い場合は別の調停委員に依頼している。また，各調停委員の繁忙期を職員が把握しており，その点を配慮しながら依頼している。

委員長：　調停委員には紛争の仲介に入っていただくことから，それ相応のストレスを感じることがあると思われるが，裁判官は，調停委員の不安を払しょくするためにどのように調停を実施しているか。

委　員：　法律問題については，裁判官の方で論点等を整理して，一般的にはこのように考えられているとか，本件の証拠ではこのような判断の見通しであるという知識面では十分補充していると思うので，その点において調停委員が不安に思う場面は少ないかと思う。ただし，初めて会う当事者から悩みの深い部分について話を聞き，時に感情的な場面になることもあるため，心理的負担はある程度はあるかもしれない。しかし，調停委員会は裁判官と調停委員二人の３人で常に話し合いながらチームワークで動いているため，孤独の中でストレスを感じるということはないと思う。また，調停協会という団体があり，そこでは調停委員同士で法律問題について情報交換をしたり，ノウハウを共有しているため，やる気を持って調停に臨んでいる調停委員が多いのではないかと思う。裁判官も調停委員に過度な負担がかからないよう，事案の対応について配慮しているほか，セキュリティ面についても裁判所の職員が配慮しているため，それほど心配いただかなくてもよい状況ではないかと考えている。

委員長：　調停委員のストレスの緩和について，裁判所で行っていることはあるか。

説明者：　調停には調停委員会のほか，担当の裁判所書記官も関与している。調停委員に対し，最初に事案の概要や注意点などの情報を伝えるのは担当書記官であり，その後も深く関与している。裁判官に相談することはもちろんだが，裁判所書記官との話の中などで，悩んでいることを話していただくことで，担当書記官から裁判官に相談して解決策を検討するな

どしており，調停委員の悩みごとや困りごとにも一丸となって対応している。

委　員：　当団体でもあまり人が多くないという現状があって，推薦するのがなかなか難しい状況にある。

委　員：　調停委員は４０歳からということだが，その頃はちょうど職場内でも様々な役職がつき，忙しくなるようなタイミングでもある。そのため，４０歳前後の方に焦点を絞って，地域貢献の活動の一つだということを前面に押し出していくことがいいのかと思う。

委　員：　人の話を傾聴できる人や，常識的な感覚を持って常識的な判断をできる人は，調停委員だけではなくどこからも求められている人物であり，そのような方は既に一人で何役もやっていることがほとんどである。そのため，若いうちから調停に興味を持っている方に携わってもらうのがよいのかもしれない。

委　員：　漁業組合や農業組合は銀行業務，共済業務など様々な組合員に係る業務を行っている上，組合員間の調整も普段から行っていることから，それらの団体の職員は調停委員としては適任だとは思うが，時間の確保が難しい。

委　員：　調停委員になる前は，責任が重いし，難しい紛争をまとめることができるだろうかとか，時間が取れるだろうかという不安があると思う。しかし，調停委員の仕事は面白いし，社会貢献になるし，調停以外の場面でも要求される人間関係の調整というスキルも上がるため，やりがいのある仕事だと思う。裁判所から調停委員候補者に依頼する際も，このような点を訴えかけていくのがいいのではないかと感じる。